

常滑市宿泊事業者緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、著しく需要が落ち込んだ宿泊施設を営む事業者に対し、滞在観光の受け皿の維持を図ることを目的として、市内の旅館・ホテル及び簡易宿所の事業継続に向けた緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時点において、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者のうち、同法第3条第1項の規定に基づく営業の許可（以下「許可」という。）を受けている事業者

(2) 市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者のうち、許可を受けている事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は交付対象者としな

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を営む者又は社会通念上同号に相当する営業を営む者

(2) 研修や福利厚生を主とした旅館・ホテル又は簡易宿所営業を営む者

(交付要件)

第3条 支援金の交付は、交付対象者のうち次のいずれにも該当するものに対して行うものとする。

(1) 令和2年6月1日時点で許可を受けており、第5条の誓約書に掲げる事項について誓約するもの

(2) 申請時点で、市税の滞納がない者又は徴収猶予を受けている者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、一事業者当たり、旅館・ホテル又は簡易宿所の施設の客室の数に応じ、別表に掲げる額とする。ただし、一事業者当たりの上限額は200万円とする。

2 一事業者が市内において、2以上の旅館・ホテル又は簡易宿所を営業している場合における支援金の額は、当該旅館・ホテル及び簡易宿所の全ての客室の数に応じた額とする。

(交付の申請)

第5条 第3条に規定する交付要件に該当し、支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 常滑市宿泊事業者緊急支援金交付申請書（様式第1）

(2) 旅館業法に基づく旅館業の許可を受けたことが分かるものの写し

(3) 誓約書（様式第2）

(4) 市税の納税証明書（滞納がないことの証明）又は徴収猶予を受けている場合はその通知書

(5) 振込先口座の情報が確認できる書類（通帳表紙裏面見開きの写し等）

(6) 許可申請時の届出から変更がある場合は客室数の変更が確認できる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定する場合において、必要に応じ申請者の施設等の実地確認等を行うことができるものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条に規定する支援金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに支援金の交付決定額及びその他決定内容を常滑市宿泊事業者緊急支援金交付・不交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付決定を受けた者のうち、支援金の交付を受けようとするものは、市が指定する期日までに支援金請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、その内容を審査し、請求者に対して、速やかに支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に定めるもののほか、当該支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が支援金を交付することを適当でないとして認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、交付決定者に対して期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、指定された期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表

旅館・ホテル及び簡易宿所の施設の客室の数	支援金の額
50室未満	50,000円
50室以上	客室1室あたり1,000円
2,000室以上	2,000,000円

※客室の数については、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に基づく愛知県知多保健所長による許可を受けている客室数とする。ただし、許可申請時の届出から変更がある場合は、変更後の客室数を確認できる書類をもって、変更後の客室数とする。